

現 計 画

○障害者基本法第11条第2項に基づき策定義務があり、本県における障がい者施策に関する基本的な計画
 ○計画期間を令和3年度から令和8年度の6年間としており、施策の進捗状況や社会情勢等を踏まえ、中間年度に当たる令和5年度に見直し
 ○熊本県障害者施策推進審議会などから意見をいただきながら作成しており、令和5年度中に作成予定

第1章 計画の基本的な考え方

I 目指す姿

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる**共生社会の実現**

II 基本理念

◆障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会 ◆自らの選択・決定・参画の実現 ◆安心していきいきと生活できる環境づくり

III 重点化の視点

◆県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組 ◆地域で安心して生活するための支援 ◆家族等に対する支援
 ◆障がい特性等に配慮したきめ細かい支援 ◆災害対策や感染症対策の充実による安全・安心の確保

第2章 障がい者を取り巻く現状

第5期計画中間見直し後の動向

県内障がい者の状況

障がい者のニーズ

第5期計画の成果と課題

第3章 分野別施策

1 地域生活支援

2 保健・医療

3 教育、文化芸術活動・スポーツ

4 雇用・就業、経済的自立の支援

5 情報アクセシビリティ

6 安全・安心

7 生活環境

8 差別の解消及び権利擁護の推進

第4章 数値目標

《現計画の数値目標》（R4年度末の達成状況）

達成率100%以上・・・ 6項目
 " 100%未満80%以上・・・ 16項目
 " 80%未満50%以上・・・ 10項目
 " 50%未満・・・ 5項目

追加記載

見直し

見直し

障がい者を取り巻く現状（プラン策定後の動き）

法令等の施行や改正

- 事業者による障がい者に対する合理的な配慮の提供の義務化（障害者差別解消法の改正）
- 障がいの種類・程度に応じた情報取得・活用の推進（情報アクセシビリティ推進法の施行、熊本県手話言語条例の施行）
- 福祉サービスの拡充及び地域における重層的な支援体制の充実（総合支援法の改正）
- 精神科病院における障害者虐待防止措置の義務化（精神保健福祉法の改正）

障がい関係団体からの意見

- 障がい者の希望する地域での生活支援及び福祉サービスを充実させてほしい
- 基幹相談支援センターの設置を進めてほしい
- アクセスしやすい相談支援体制を整備してほしい
- どんな精神疾患にも適切な診療ができる体制を整備してほしい
- 教育ニーズに応じた学習の場の整備や選択の支援をお願いしたい
- 多様な就労支援をお願いしたい
- 障がい特性に応じたICT等の利活用を支援する取組みをもっと進めてほしい
- ヘルプマーク・ヘルプカードをもっと周知していただきたい
- 手話言語条例の普及啓発をお願いしたい
- 災害時の支援をお願いしたい
- 障がいに対する理解のため普及啓発をお願いしたい
- 差別が助長されない社会づくりを進めてほしい
- 障がい者虐待防止に向けた研修や啓発を行ってほしい

主な分野別施策

1 地域生活支援

- ・地域生活支援拠点等によるサービス提供体制の確保及び機能拡充の更なる推進
- ・基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の構築
- ・グループホームからの一人暮らし等に向けた支援
- ・療育的ケア児(者)等に対する支援体制の充実
- ・難聴児に対する支援体制の充実

2 保健・医療

- ・療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連携強化を通じた地域療育体制の更なる充実
- ・児童発達支援センターを中核とした、地域のインクルージョン推進や発達支援に係る相談機能の充実
- ・地域における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進

3 教育、文化芸術活動・スポーツ

- ・可能性を最大限発揮できる学びの場の整備及び選択の支援の充実
- ・特別支援教育コーディネーター等の派遣による教員の専門性向上
- ・障がい者の読書環境の整備等の推進
- ・障がいの有無に関わらず共に参加できるスポーツの推進

4 雇用・就業、経済的自立の支援

- ・就労選択支援の創設
- ・農福連携の推進

5 情報アクセシビリティ

- ・災害時における多様な情報伝達手段の確保
- ・手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進
- ・障がい者へのICT活用等支援

6 安全・安心

- ・地域における避難行動要支援者の避難体制の構築支援
- ・障害の特性に応じた個別計画の作成支援
- ・ハートフルパス制度の運用に向けた周知啓発

8 差別の解消及び権利擁護の推進

- ・事業者による合理的配慮の提供の義務化に関する積極的な周知啓発
- ・障がいに対する理解促進
- ・施設従事者による障がい者虐待防止の徹底
- ・精神科病院における障がい者虐待防止対策の強化

数値目標（目標の見直し）

・達成率がすでに100%以上となった項目については、新たな目標値の設定（医療型短期入所事業所又は医療的ケアに対応できる日中一時支援事業所等が整備された圏域数、農福連携コーディネート事業での契約件数 等）